

自治会規約（例）

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、地域住民の福祉の向上と連絡協調及び親睦を図り、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

（名称）

第2条 本会は_____自治会と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、宇部市_____区（通称_____）の範囲内とする。

（主たる事務所の所在）

第4条 本会の主たる事務所は、自治会長宅に置く。

（事業）

第5条 本会は、第1条に定める目的を達成するため、次に掲げる事業を推進する。

- （1） 住民相互の親睦・研修に関する事。
- （2） 住民相互の連絡事務に関する事。
- （3） 美化清掃等、区域内の環境整備に関する事。
- （4） 集会施設の管理運営に関する事。
- （5） その他目的達成に必要な事業。

第2章 会員

（会員）

第6条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

（入会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人はすべて入会できるものとし、本会は、正当な理由のない限り、これを拒んではならない。

（退会）

第8条 会員は次の各号の一に該当する場合、退会したものとする。

- （1） 第3条に定める区域に住所を有しなくなった場合
- （2） 本人から退会の申し出があった場合
- （3） 本会の運営を著しく乱す行為が継続され、総会において退会を求めることが承認され、且つ本人がその旨を受諾した場合
- （4） 本人が死亡した場合

（会費）

第9条 会費は、会員の属する世帯を単位とし、細則に定める額を納入しなければならない。

第3章 役員

（役員の種類別）

第10条 本会は次の役員を置く。

- （1） 会長 1人
- （2） 副会長 2人
- （3） その他の役員 若干名
- （4） 監事 2人

(役員を選任)

第11条 役員は総会において会員の中から選任する。なお、班長については、各班内の会員の中から選任する。

- 2 会長、副会長及び監事については、相互に兼務することはできない。
- 3 会長が必要と認める場合は、その他の役員を選任することができる。

(役員職務)

第12条 会長は会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、会の会計及び資産の状況を監査し、これを総会に報告する。
- 4 会計は、会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- 5 班長は、第1条に定める目的達成のため、班内会員の連絡調整を図る。
- 6 その他の役員は、各組織で定められている規約等により活動する。

(役員任期)

第13条 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げず、その他の役員については、各組織で定められている規約等の任期によるものとする。

- 2 補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は辞任及び任期満了においても、後任者が選任されるまでその職務を行わなければならない。

第4章 会議

(会議の種別)

第14条 本会の会議は、総会及び役員会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(会議の構成)

第15条 総会は会員をもって構成する。

- 2 役員会は、会長、副会長及び会計をもって構成する。

(権能)

第16条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (3) 規約の制定改廃に関すること。
 - (4) 役員を選任及び解任に関すること。
 - (5) その他この会の運営に係る重要事項に関すること。
- 2 役員会は、次の事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (3) その他総会の議決に要しない会務の執行に関すること。
 - 3 第1項に定める事項につき、急施を要するものについては、役員会で議決のうえ執行し、会長はこれを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(総会の開催)

第17条 通常総会は、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第12条第3項の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

2 会長は前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第20条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することはできない。

(表決権及び議決)

第21条 会員は、総会において各一箇の表決権を有し、総会の議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(書面表決)

第22条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員及び役員は、あらかじめ通知された事項について、書面によって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第20条及び第21条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席会員数(書面表決者及び表決委任者を含む)

(3) 議事の概要及びその結果

(4) 議事録署名人及び会長の署名・押印

(役員会の招集等)

第24条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

(役員会の議長)

第25条 役員会の議長は、会長があたる。

(役員会の定足数等)

第26条 役員会には、第18条及び第19条の規定を準用し、規定中の「総会」を「役員会」と、「会員」を「役員」とそれぞれ読み替えるものとする。なお、特別な事情がある場合(特定の班のみに関する審議事項等)で、各役員の同意が得られたときは、その限りではない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 別に定める財産目録記載の資産

(2) 会費及び活動に伴う収入

(3) 資産から生ずる果実

(4) その他の収入

(資産の管理)

第28条 本会の資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。但し、固定資産の購入、処分及び担保に供する等、固定資産の増減に伴う事項については、総会の議決を要する。

(会計)

第29条 本会の会計は、毎年4月1日から翌年3月31日までを会計年度とし、総会の議決により定められた事業計画及び予算額により、収入支出するものとする。

(決算及び監査)

第30条 前条の決算処理については、会計年度終了後、監事による監査を受け、総会の承認を受けるものとする。

第6章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第31条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散)

第32条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第33条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第7章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第34条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(その他)

第35条 本規約に定めるもののほか、第1条の目的達成のため必要な事項については、細則に定めるものとする。

附則 この規約は令和 年 月 日から施行する。